

## (1) 可児市空き家等対策協議会について

当協議会は「可児市空き家等の適正管理に関する条例」第 16 条により設置された機関で、市長はじめ現在 12 名の空き家対策に関係の深い学識者、不動産等専門家で構成されております。可児市の空家等対策計画の作成、見直し及び実施に関し協議を行う協議会を、年 2 回程度開催しています。今年度は、次期可児市空家等対策計画の策定についての協議をすることから、年 3 回開催する予定です。

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年十一月二十七日)(法律第百二十七号)より一部抜粋

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

可児市空き家等の適正管理に関する条例(平成 26 年 8 月 12 日条例第 16 号)より一部抜粋

(空き家等対策協議会)

第 16 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 7 条第 1 項に規定する協議を行うため、可児市空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 地域住民

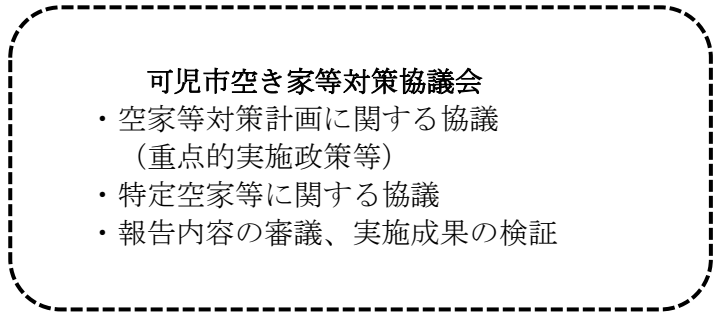
(2) 市議会議員

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。



意見 ↓      ↑ 報告

